

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 6 号

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年四日市市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 8 条の 3 第 2 項、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、<u>第 1 6 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項</u>、第 1 7 条並びに第 1 8 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」と	（保育所等との連携） 第 7 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 8 条の 3 第 2 項、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、<u>第 1 6 条第 1 項及び第 5 項</u>、第 1 7 条並びに第 1 8 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第 3 号において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切

いう。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容
支援連携協力者との間でそれぞれの
役割の分担及び責任の所在が明確化
されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来
の業務の遂行に支障が生じないよう
にするための措置が講じられている
こと。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者
とは、第 28 条に規定する小規模保育事
業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又
は事業所内保育事業を行う者(第 5 項に
おいて「小規模保育事業 A 型事業者等」
という。)であつて、第 1 項第 1 号に掲
げる事項に係る連携協力を行うものを
いう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代
替保育の提供に係る連携施設の確保が
著しく困難であると認める場合であつ
て、次の各号に掲げる要件のいずれかを
満たすときは、第 1 項第 2 号の規定を適
用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連
携協力者を適切に確保した場合には、
次のア及びイに掲げる要件を満たす
と市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育
連携協力者との間でそれぞれの役割
の分担及び責任の所在が明確化され
ていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業
務の遂行に支障が生じないようにす

2 市長は、家庭的保育事業者等による代
替保育の提供に係る連携施設の確保が
著しく困難であると認める場合であつ
て、次の各号に掲げる要件の全てを満た
すと認めるときは、前項第 2 号の規定を
適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携
協力を行う者との間でそれぞれの役
割の分担及び責任の所在が明確化さ
れていること。

るための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

(自動車を行くする場合の所在の確認)
第8条の3 (略)

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ

- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

(自動車を行く場合の所在の確認)
第8条の3 (略)

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ

後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。))において調理し家庭的保育事業者等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士に

後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する設備(以下「搬入設備」という。))において調理し家庭的保育事業者等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

よる必要な配慮が行われること。 (3)から(5)まで (略) 2 (略) (連携施設に関する特例) 第46条 (略) 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第3項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、<u>第7条第1項柱書</u>の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 附 則 1及び2 (略) (連携施設に係る経過措置) 3 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第7条第1項柱書</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 4及び5 (略)	(3)から(5)まで (略) 2 (略) (連携施設に関する特例) 第46条 (略) 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第3項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、<u>第7条第1項本文</u>の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 附 則 1及び2 (略) (連携施設に係る経過措置) 3 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第7条第1項本文</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 4及び5 (略)
---	--

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)